

○立川市地域猫活動団体等補助金交付要綱

平成21年4月27日要綱第94号

改正

平成23年7月29日要綱第47号  
平成25年3月26日要綱第164号  
平成26年3月28日要綱第32号  
令和2年3月6日要綱第52号  
令和3年2月18日要綱第9号  
令和4年3月31日要綱第30号  
令和6年6月1日要綱第290号

立川市地域猫活動団体等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫による住民トラブルを無くすため、市内で飼い主のいない猫を適正に管理する活動（以下「地域猫活動」という。）を行う団体又は個人を支援するために交付する補助金（以下「補助金」という。）について、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主からえさをもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) 地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域で適正に管理されている猫をいう。
- (4) 不妊手術 獣医師が行う卵巣又は子宮を摘出する手術をいう。
- (5) 去勢手術 獣医師が行う精巣を摘出する手術をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、第5条の規定により団体登録の承認を受けた団体（以下「地域猫活動団体」という。）又は次の各号に掲げる要件を有する個人とする。

- (1) 市内に居住し、又は在勤している20歳以上の者であること。
- (2) 立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン（平成21年7月6日市長決定）に基づき、地域猫活動を実施していること。
- (3) 市又は市の外郭団体から補助金の交付を受けていないこと。

（地域猫活動団体）

第4条 地域猫活動団体は、次の各号に掲げる要件を有するものとする。

- (1) 団体の構成員が地域猫の住みついている地域に居住する住民を中心に構成されていること。
- (2) 団体の構成員として20歳以上の者を2人以上含むこと。
- (3) 団体の地域猫活動の内容が明確であって、地域住民の理解を十分に得ており、かつ、当該地域猫活動について、継続的に地域の理解を得られるよう周知活動を行っていること。
- (4) 立川市猫の飼育・管理に関するガイドラインに基づき、団体の地域猫活動が実施されていること。

2 前項の規定にかかわらず、政治、宗教又は営利を目的とした地域猫活動団体は、原則として補助金の交付の対象としない。

（団体登録、変更等）

第5条 地域猫活動団体として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 地域猫活動団体登録・登録更新申請書（第1号様式）
- (2) 活動地域図
- (3) 地域猫状況一覧表（第2号様式）

2 前項の規定による申請があったときは、審査のうえ適否を決定し、地域猫活動団体登録承認・不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。この場合において、登録の期間は、承認の日から当該年度の3月31日までとする。

3 前項の規定により登録を承認したときは、当該登録した団体（以下「登録団体」という。）の構成員に対し、地域猫活動団体ボランティア証（第4号様式）を交付する。

4 登録団体は、団体を解散したとき又は登録事項に変更があったときは、地域猫活動団体登録事項変更届（第5号様式）により届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、審査のうえ適否を決定し、地域猫活動団体登

録事項変更承認・不承認通知書（第6号様式）により、当該届出をした登録団体に通知する。

6 登録団体が登録更新をしようとするときは、第1項各号に掲げる書類を提出するものとする。

7 前項の規定による申請があったときは、審査のうえ適否を決定し、地域猫活動団体登録更新承認・不承認通知書（第7号様式）により、当該申請をした登録団体に通知する。  
（団体登録の取消し）

第6条 登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、団体登録を取り消すものとする。

- (1) 団体の登録事項に虚偽があったとき。
- (2) 第4条各号に掲げる要件のいずれかを欠いたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により団体登録を取り消したときは、地域猫活動団体登録取消通知書（第8号様式）により、当該団体に通知するものとする。  
（活動報告）

第7条 登録団体は、年度終了後、速やかに地域猫活動団体活動報告書（第9号様式）を提出するものとする。

（個人による届出）

第8条 個人で地域猫活動を実施しようとする者は、地域猫活動を実施するに当たり、事前に地域猫活動個人補助金事前届出書（第10号様式）により届け出るものとする。

（補助対象経費等）

第9条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 手術に要する経費

ア 不妊手術に要する経費 1件につき上限10,000円

イ 去勢手術に要する経費 1件につき上限5,000円

ウ 不妊手術又は去勢手術のために獣医師が必要と認めた当該手術以外の措置に要する経費 1件につき上限2,000円

(2) 不妊手術又は去勢手術を行うための猫捕獲器の購入費 1団体又は1人につき1台まで

(3) 猫の譲渡を行うにあたっての検査及び治療に要する経費 1件につき上限6,000円

(4) 猫捕獲器で誤って捕獲したアライグマ及びハクビシンの処分に要する経費

2 前項各号に掲げる経費については、当該年度の4月1日以後に登録団体又は前条の規定により届出を行った個人（以下「個人届出者」）が支出したものを補助の対象とする。

3 補助金は、予算の範囲においてこれを支出する。

（申請）

第10条 補助金の交付を申請しようとする登録団体（以下「申請団体」という。）は、地域猫活動団体補助金交付申請書（第11号様式）を、補助金の交付を申請しようとする個人届出者（以下「個人申請者」という。）は、地域猫活動個人補助金交付申請書（第12号様式）を、それぞれ補助対象経費に係る領収書等を添えて提出するものとする。

（決定）

第11条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、地域猫活動団体等補助金交付決定・不決定通知書（第13号様式）により、申請団体又は個人申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 前条に規定する補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた申請団体又は個人申請者は、請求書（第14号様式）を提出するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 交付決定を受けた登録団体又は個人届出者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 補助金の支出の内容又は方法が著しく不相当と認められるとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により、交付決定を取り消したとき又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めるときは、地域猫活動団体等補助金交付決定取消通知書（第15号様式）又は地域猫活動団体等補助金返還通知書（第16号様式）により通知するものとする。

（免責）

第14条 市は、飼い主のいない猫に対する不妊手術又は去勢手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

（委任）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、環境資源循環部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

……略……

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。